

長野県相談支援従事者(初任者・現任・主任)
研修・サービス管理責任者研修等における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020年7月1日

特定非営利活動法人

長野県相談支援専門員協会

目次

1. はじめに	3
2. 感染防止と合理的配慮のための基本的な方法	3
(1) 研修等開催の判断について	3
(2) 研修等の規模	3
(3) 研修等の開催に当たって	4
(4) 参加者等の研修等への参加制限について	4
3. リスク評価	4
(1) 接触感染のリスク評価	5
(2) 飛沫感染のリスク評価	5
(3) 地域における感染状況のリスク評価	5
4. 研修等実施時の感染防止策について	5
4-1 主催者等や参加者等が行う対策	5
a. 主催者等	5
(ア) 健康状況の確認	5
(イ) 感染防止対策の徹底	5
(ウ) 参加者等への注意喚起	5
(エ) 参加者等へのサポート	6
(オ) 昼食時間の配慮	6
(カ) 個人情報の収集と提供	6
(キ) 遵守事項等の掲載・掲示	6
(ク) 連絡体制の整備	6
(ケ) 研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合	7
(コ) 参加者等の感染が判明した場合	7
b. 参加者等	7
(ア) 健康状況の確認	7
(イ) 感染防止策の徹底	8
(ウ) ゴミの持ち帰り	8

4-2 研修等における対策	8
(ア) 研修等案内、申し込み	8
(イ) 会場設営、準備等	8
(ウ) 受付	9
(エ) 移動・誘導等	9
(オ) 研修等実施中	9
(カ) 休憩中	9
(キ) トイレ	10
(ク) 研修等終了後	10
(ケ) 片付け・清掃	10

1. はじめに

本ガイドラインは、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を踏まえ、長野県からの指定を受けて実施する相談支援従事者（初任者・現任）研修・主任相談支援専門員養成研修並びにサービス管理責任者研修（児童発達管理責任者研修を含む）実施について、講義（座学研修）・演習（グループスーパービジョン・グループワーク）による研修受講の開催する際に新型コロナウイルス感染予防対策としてすべき基本的事項を整理し、受講時にその対策を講ずるものです。

2. 感染防止と合理的配慮のための基本的な考え方

基本的には、講義（座学研修）はオンラインでの研修とする。本年度の新型コロナウイルス感染症対策による研修企画をきっかけとして、オンライン受講環境を長野県内に周知・整備を広げ、合理的配慮に基づく研修受講の確立することもその目的として導入する。そのために、オンライン受講できる環境整備に対する支援についても同時に研修企画に取り入れることにします。なお、小規模・分散化により、感染症対策が図られる規模の研修については、配慮に基づきオンライン受講としない場合もあり得ます。その際の合理的配慮については、個別対応としての配慮としての検討をして実施する。

演習（グループスーパービジョン・グループワーク）については、演習会場の参加者の小規模化を図り、参加会場を分散化して実施する。参加会場は、なるべく大きな会場で3密を考慮したソーシャルディスタンスが保てる環境を同時に確保して実施する。

（1）研修等開催の判断について

- ア. 長野県の新型コロナウイルス感染予防対策に関する基準を踏まえ、事前に長野県障がい者支援課との協議により開催日程を調整し実施する。
 - イ. 各保健福祉圏域の感染者状況を踏まえ、開催中止又は延期の判断も都度、長野県障がい者支援課との協議をして決定する。
- ・上記は目安であり、会場と規模並びに、感染者状況によるリスクが異なるため十分に留意する。
 - ・環境配慮と同時に、大声での発声や参加者同士の距離に関して会場ごとに検討する。

（2）研修等の規模

適切な感染防止策が実施されることを前提に、下記を目安にする。まずは、長野県からの感染症予防対策を基本に、各研修会場の圏域により設けられた基準にも考慮する。

- ・相談支援従事者研修（初任者・現任）
（講義は、オンライン受講）

(演習は、県内4ブロック【北信・東信・中信・南信】会場とし、受講者数に合わせて会場数を決定する。6名1グループとして2～3グループとし、12名又は18名規模での会場を設定する。)

- ・主任相談支援専門員養成研修

(参加人数を考慮し、1会場での研修規模とする。)

- ・サービス管理責任者(児童発達管理責任者)基礎研修

(講義は、オンライン受講)

(演習は、県内3会場【北信・中信・南信】とし、受講者数に合わせて会場数を決定する。1会場50名以下の規模での演習とする。)

- ・サービス管理責任者(児童発達管理責任者)更新研修

(研修は1日のため、県内3ブロック4会場【北信・中信2回・南信】とし、講義・演習とも1会場50名以下の規模での会場とする。)

上記条件は、収容率と上限人数かつ感染リスクの高まる時期や感染状況も考慮する。

(3) 研修等の開催に当たって

感染症予防対策に準じて規模・環境整備と同時に、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集)、③密接場面(互いに伸ばした手が届く距離での会話)の『三つの密』での環境の発生の極力防止と全ての参加者の感染回避に取り組む。

(4) 参加者等の研修等への参加制限について

『4-1 a. 参加者等 (ア) 健康状況の確認』に記載する状態に一つでも当てはまる参加者等については、参加を控えてもらう。その際、代替措置はとらない。

3. リスク評価

主催者として、長野県相談支援専門員協会として、感染経路である①接触感染、②飛沫感染それぞれについて、リスク評価を行い、リスクに応じた対策を研修会場関係者の協力を得て対策を検討する。

また、研修等によっては、県境を越えた移動が想定されることもあり、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

(1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

(2) 飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、また大声での発声や、近接した距離を避ける研修環境を評価する。

(3) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。

4. 研修等実施時の感染防止策について

研修等の実施場所、実施形態等の特性や環境に応じて、必要な感染防止策は異なることに留意して検討の上、研修等の実施に必要な対応を行う。

4-1 主催者等や参加者等が行う対策

a. 主催者等

(ア) 健康状況の確認

主催者等は研修等実施前に健康状態の確認と検温を行い、下記の状態が判明した場合は、業務に従事させず、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。

- ・ 37.5 度以上の発熱があった場合
- ・ 平熱比+1 度超過した場合
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさがある場合
- ・ 軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人が判明した場合
- ・ 過去2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触が判明した場合

(イ) 感染防止対策の徹底

- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・ 従事者については、会場の管理や研修の実施に必要な最小限度の人数とする。
- ・ 研修等で使用する機材や設備、備品等については実施前と実施後に消毒を行う。
- ・ 研修等の会場が密閉空間とならないよう、適時換気を行う。
- ・ 参加者が密集しないよう、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫する。
- ・ 参加者が密接な状況で受講することの無いよう、机や椅子の配置を行う。

(ウ) 参加者等への注意喚起

・ 研修等を実施する施設内の設備や備品、資料などへの接触に伴う感染の可能性について対処し、かつ、参加者等に注意喚起を行う。なお、注意喚起や大切な情報を伝える際に掲示の

みにすると、目が見えない人、見えにくい人が認識することが困難になるため、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策の徹底を促す。

(エ) 参加者等へのサポート

- ・サポート等を行う際には、極力担当を決め、決められた人が終日担当する。

(オ) 昼食時間の配慮

- ・食事中以外はマスクを着用する。
- ・食事の前後に手指を消毒液で消毒する。
- ・食事中（マスクを外している時間）は会話を禁止とする。
- ・極力、自家用車や研修会場外での昼食摂取を依頼する。
（講師含めすべての参加者へ）
- ・昼食時の真正面の配置を避けるため、研修会場内でのテーブル配置を昼食時のみレイアウトを変更する。
- ・ソーシャルディスタンスを基本とする。
- ・食事の前後で机、椅子等を消毒する。

(カ) 個人情報の収集と提供

- ・主催者等は参加者等の個人情報（氏名、緊急連絡先等）情報と、当日講師等の参加者名簿を作成し保管する。収集した参加者等の個人情報を、必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることを伝える。

(キ) 遵守事項等の掲載・掲示

- ・感染防止のために主催者等が実施すべき事項や参加者等が遵守すべき事項をリスト化し、受講決定通知・会場内の適切な場所へ掲示する。同時に合理的配慮による遵守事項等の情報保障にも留意する。
- ・研修責任者は、研修当日は定期的に確認をする。
- ・参加者等の安全性を担保するため、遵守事項に従わない参加者については退場や不参加を求めることがあることを参加条件等で周知する。

(ク) 連絡体制の整備

- ・感染拡大の予防対策に関して、また感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、施設の管理者や職員等、地域内の保健所との連絡体制を整える。

(ケ) 研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合

- ・感染が疑われる者を速やかに換気し、受講会場から隔離する。
- ・主催者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・感染が疑われる者が接触した場所の消毒をする。
- ・主催者等は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・症状が重い場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

(コ) 参加者等の感染が判明した場合

- ・感染した者が受講した、もしくは受講後に感染が判明した場合には、会場を閉鎖し、保健所の指導に従い消毒等を行う。
- ・参加者等が濃厚接触者であったことが判明した場合には、保健所等行政機関の求めに応じて主催者等から個別に連絡することがあることを、参加者等に周知する。
- ・行政機関と連携の上、個人情報に十分留意し、当該感染者の受講日時等をすみやかに公表するよう努める。
- ・感染者と接触した主催者等、参加者等の把握に努める。
- ・公表に際しては、個人情報の取り扱いに十分に留意する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう十分に留意する。

b. 参加者等

主催者等は、以下の項目等、参加者等が遵守すべき事項を整理し、ホームページや会場内等で周知するよう努める。

(ア) 健康状況の確認

研修等の受講前に健康状態の確認と検温を行い、下記の状態に一つでも当てはまる場合は、講師は登壇を取りやめ、参加者には受講を控えてもらう。

- ・37.5 度以上の発熱があった場合
- ・平熱比+1 度超過した場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- ・過去2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や自粛要請が出ている地域からの参加

(イ) 感染防止策の徹底

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。ただし、耳の聞こえない人、聞こえにくい人が参加する場合は、講師、手話通訳者は口元、表情が見えるように、マスクではなくフェイスシールドを着用する等の工夫をすることが望ましい。また、手指の消毒等に当たり、アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うなど、柔軟に対応する。
- ・主催者等や他の参加者等との距離を最低1m（できるだけ2m以上）確保すること（障害者の介助等を行う場合を除く。）
- ・感染防止のために主催者等が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。
- ・登壇、受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに報告すること。
- ・研修等受講に必要な筆記用具等については原則参加者等が準備するものとする。

(ウ) ゴミの持ち帰り

- ・研修中に私的な事象で生じたゴミについては持ち帰ること。

4-2 研修等における対策

(ア) 研修等案内、申し込み

- ・主催者等は研修等の案内時に参加に関する遵守事項を、受講決定通知に掲載する等して周知する。その際、遵守事項と個人情報の必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることについて同意を得ることを条件に受講決定をする。（同意が得られない場合、受講決定はしない）

(イ) 会場設営、準備等

- ・参加者等同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるように机や椅子を配置する。
- ・資料や配布物については、可能な限り座席に配布しておき、手渡しすることは避ける。
- ・会場入り口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・研修時間帯の飲食を禁止とする。（昼食時以外）
- ・会場内の机や椅子、その他の設備は研修等実施前と実施後に拭き取り消毒を行う。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫する。
- ・複数の参加者等が触れると考えられる場所については、こまめに消毒する。

(ウ) 受付

- ・受付カウンターでの定期的な拭き取り消毒を行う。受付開始前、受付終了後は必ず行う。
- ・受付カウンターには手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。消毒液の設置。
- ・参加者等の検温や健康状態の確認を行い、参加条件を満たさない場合は、不参加を求め
る。
- ・参加者等が距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて並べるよう、目印の
設置等を行う（障害者の介助等を行う場合を除く。）。
- ・受付をする主催者等についてはマスクを着用する。
- ・主催側が把握していない参加者等（聴講希望者など）は入場制限を行う。

(エ) 移動・誘導等

- ・エレベーターのボタンや階段の手すりなど、複数の参加者等が触れると考えられる場所は
小まめに消毒する。
- ・主催者等は密にならないよう、参加者等に最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空
けて移動するよう周知する。ただし、介助者や誘導者が必要な場合についてはこの限りでは
ない。
- ・エレベーターには密集状態とならないよう入場の制限を行う。

(オ) 研修等実施中

- ・会場内の机や椅子、その他の設備については定期的な（開始前・昼食後・終了後）消毒を
行う。
- ・換気を励行する。
- ・身体的接触を伴うことは実施しない（例：アイスブレイクでの手を握る接触ワーク等）

(カ) 休憩中

- ・1時間に1回は休憩として換気・水分摂取などを行う。マスクを外す際の会話は厳禁とす
る。
- ・参加者等が密になることを避け、密になることが想定される場合は、休憩時間をずらすな
どの工夫を行うこと。
- ・対面での飲食や会話は避け、会話をする場合はマスクを着用することを周知する。
- ・会場内に手指消毒液等を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・休憩スペースがある場合には人と人の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を
あけるよう周知する。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所については、休憩の前後に消毒する。

(キ) トイレ（会場関係者との相談を実施し、以下の配慮を徹底する）

- ・トイレ内の不特定多数が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう説明する。
- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。
（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）
- ・トイレに人が密集しないよう受講者が一斉に休憩時にトイレに行かなくて良いように、研修事前に説明をする。

(ク) 研修等終了後

- ・研修等終了後は密にならないよう、参加者に最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて移動するよう周知する。
- ・会場の出口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・集団での退出は避け、必要に応じて終了時間を工夫する。
- ・終了後の懇親会や受講者同士のミーティング・打ち上げ等を行わないように説明をする。
- ・参加者等同士での、対面の飲食や近接した距離での会話は避け、速やかに退出するよう周知する。

(ケ) 片付け・清掃

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗い等を行う。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・不特定多数が触れる場所は研修終了後に消毒する。
- ・研修で使用した備品、設備は終了後に消毒する。

以上